

村上市

こども[★]誰[★]でも通園制度

～乳児等通園支援事業～

未就園のお子さまを対象に、保育所等において、保護者の就労要件を問わず、月 10 時間までの範囲で通園する制度です。

家庭とは異なる経験や家族以外の人とかかわる機会を設けることにより、お子さまの育ちを応援します。

◆ 利用できる人

0 歳 6 か月から満 3 歳未満（お誕生日の前々日まで）の子ども
（ただし、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に在籍している場合は利用できません。）

◆ 実施施設

市内 5 か所の保育園で実施します。

- ・山辺里保育園（村上市日下 1241 番地 2 TEL0254（53）1541 ）
 - ・あらかわ保育園（村上市坂町 1804 番地 2 TEL0254（62）0015 ）
 - ・みのり保育園（村上市北新保 1548 番地 1 TEL0254（66）8370 ）
 - ・高南保育園（村上市中原 2722 番地 1 TEL0254（72）1153 ）
 - ・山北そらいろ保育園（村上市府屋 176 番地 5 TEL0254（77）2012 ）
- ※定員がありますので、空き状況については各保育園にご確認ください。

◆ 利用可能時間

平日の午前 9 時から午前 11 時（1 時間単位でご利用いただけます。）

◆ 利用時間の上限

子ども 1 人につき、月 10 時間まで利用が可能です。
複数の施設を利用する場合でも、合計で 10 時間までとなります。

◆ 利用者負担額

子ども 1 人につき、1 時間あたり 300 円をご負担いただきます。
※生活保護世帯や市町村民税が非課税世帯などを対象とした軽減制度があります。

◆ ご利用までの流れ

- ① 給付認定申請（詳しくは、裏面をご覧ください）
- ② 認定証の受領（認定証は、事前面談、利用の際に保育園にご持参ください。）
- ③ 事前面談の予約と面談実施
- ④ 利用の予約と申請
- ⑤ 制度の利用、利用料の支払い

※ 制度利用ができるまでに、いくつかの手続きが必要となるため、利用を希望される場合は、余裕を持って申請をしてください。

◆ 乳児等支援給付認定について

制度の利用においては、利用者（保護者）が公的な給付を受ける仕組みの制度となるため、保護者の皆様には「乳児等支援給付認定申請」を行っていただく必要があります。

申請は、住民票のある市町村で受け付けしますので、必要書類をご準備のうえ、申請窓口にお越しください。

<提出書類>

- 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書 … ①
- 上記申請書に記載された添付書類（対象となる方のみ）
例：身体障害者手帳、療育手帳、市町村民税課税額状況確認書類

<申請窓口>

- ・ 村上市こども課 子育て保育室（市役所2階 206番窓口）
又は 各支所地域振興課 地域福祉室

◆ 事前面談について

安心してご利用いただくために「事前面談」を実施します。

保護者は、給付認定証の受領後に、利用希望する保育園に連絡し、事前面談の予約（日程調整）をしてください。

面談は、初めて制度を利用する際に行いますが、利用施設が変わる場合は、その都度事前面談が必要になります。

<面談時の持ち物>

- こども誰でも通園制度 面談票（年齢ごとに様式があります。）… ②
- 乳児等支援給付認定証

① ② の用紙は、市役所、各支所地域振興課地域福祉室及び実施保育園に備えております。

村上市ホームページから各様式のダウンロードができます
<https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/137/daredemo-tsuen.html>

⇒



◆ 利用日当日の持ち物

- 乳児等支援給付認定証
- 水筒（水かお茶）
- おしぼり・コップ
- 着替え
- 大判バスタオル（1枚）
- 帽子
- オムツ・おしりふき（必要な方）
- ビニール袋（数枚）
- おやつ用エプロン
- ミルク・哺乳瓶（乳児）